

# 平成 23 年度 全国木材組合連合会事業計画

## 1. 我が国の経済社会の動向

- (1) 未曾有の東日本大震災により、被災地域、わが国の経済社会は極めて厳しい事態に直面しており、その救済、復旧・復興が緊急かつ最大の課題となっている。
- (2) 海外経済の動向は、全体として下振れ懸念等はあるものの景気は基本的に回復基調で推移するものと予想されている。わが国の経済情勢は、円高、デフレ等により厳しい状況が続いてきた中で、海外経済の改善等を背景としてその持ち直しが期待される一方で、景気の下振リスクも懸念されると見通されていたところである。  
しかしながら、東日本大震災の早期の復旧・復興に向けて、国を挙げての緊急対策が取組まれているが、当面は厳しい経済・雇用・消費情勢が懸念される。
- (3) 国は、昨年 9 月に経済・景気対策として「新成長戦略」～「元気な日本」復活のシナリオ～(閣議決定)に基づき、「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」を閣議決定し、同年 9 月、11 月に補正予算等を講じ、また平成 23 年度には「新成長戦略の本格実現」～デフレ脱却に向けて雇用を起点とした経済成長を目指す～として予算、税制、規制緩和等を措置した。
- (4) 「新成長戦略」では、森林・林業を成長産業として位置づけ、グリーン・イノベーションにおける国家プロジェクトの一つに森林・林業再生プランや再生可能エネルギーの普及拡大などを明確にしている。林野庁は、森林・林業再生プラン(平成 21 年 12 月)の実現に向けて「森林林業の再生に向けた改革の姿」を取りまとめ(平成 22 年 11 月)、森林施業の集約化や国産材の効率的な加工・流通体制づくり、木材利用の拡大などの施策展開方向を明らかにし、これに即した施策展開を図ることとしている。  
また、国連では平成 23 年を「国際森林年」と定め、わが国をはじめ世界各国で森林の重要性、木材利用に関する様々な活動が取組まれることになっている。
- (5) 木材業界は厳しい事業環境にあるが、東日本大震災の復旧・復興資材、住宅・生活資材として安定的な木材供給の役割発揮に十全に応えるとともに、広く理解が進展しつつある木材利用の一層の促進を通して、わが国社会経済の維持振興、低炭素化社会実現などに貢献していく必要がある。

## 2. 木材産業の動向と課題

- (1) 木材需要の動向等  
ア 未曾有の大災害となった東日本大震災により、被災地域、わが国の経済社会は極めて厳しい事態に直面しており、その救済、復旧・復興が最大かつ緊

急の課題となっている。木材は仮設住宅、復旧・復興の資材として極めて重要であり、その安定的な供給のため木材業界挙げての取組みが不可欠である。

イ 平成 22 年の新設住宅着工戸数は、住宅ローン減税、住宅エコポイント、住宅投資減税等の措置等により着工増が期待されていたにもかかわらず、813 千戸（前年比 103%）と引続く景気の低迷・不透明感、雇用不安等により低調にとどまったが、木造住宅率は 57% を占め着工戸数も 3 万戸増と全体平均より大きな伸びとなった。今後については、人口、世帯数、景気動向からみれば、着工戸数の大きな伸びは期待しにくいと考えられ、木造率の向上や一戸当たりの木材使用量の増加を推進していくことが重要となっている。

ウ 平成 22 年 10 月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、国は率先して公共建築物における木材利用を進め、地方公共団体、企業等も国の方針に即してその利用促進を図ることとされた。同法に基づく国の基本方針は、低層の公共建築物は原則として木造化等の方針が明らかにされ、地方公共団体にあっても同法に基づいた方針の策定が進められているなど、公共建築物等における木材利用促進の環境が前進しており、木材業界としてその実効性の確保に向けた取組み強化が重要である。

エ 住生活基本法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律などが制定され、住宅政策は消費者重視、ストック・住環境重視に転換されて様々な施策が展開されている。「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、良質で安全・安心な住宅ストックの形成を図るとされ、「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」に基づき平成 22 年度補正予算や平成 23 年度の予算などで住宅エコポイント、長期優良住宅、リフォーム・耐震改修の促進対策が進められている。

住生活基本法に基づく「住生活基本計画」については平成 23 年 3 月に変更され環境問題への対応として「住宅の新築及びリフォームの際の地域材利用の促進」などが新たに明記された。都道府県計画においても具体的目標・施策が検討されることになっている。

オ 国、地方公共団体等が講じている長期優良住宅や地域材利用の木造住宅関連対策において、木材関係団体、木材事業者が積極的に参画している例も少なくない。また、各地域で地方公共団体、NPO 等による地域材利用の家づくりの推進や伝統工法の評価・見直しなど、いわゆる「顔の見える家づくり」の取組みが進められ着実にその成果を上げている。こうした取組みを建築関係団体・事業者と連携を一層深めて取り組んでいく必要がある。

カ 構造計算偽装問題に対処するための一連の建築関連法制度については、平成 21 年までに改正・制定が行われ、木造 2 階建て以下などの 4 号建築物の特例措置については引続き継続されることになっている。一方で、平成 22 年 9 月に閣議決定された「日本を元気にする規制改革 100」の中に「建築確認申請・申請手続きの迅速化、集成材の JAS に係る性能規定の導入、校舎等の構造計算関連見直し」などが盛り込まれ、今後、これらの規制緩和の検討・推進の

前進が期待される。一方で、「安心」、「信頼」の建築部材、JAS 製品等の安定供給要請が益々強まってきている。

キ 街づくり・商工業関連施設において、木材・国産材を使った建築、内装材化への関心が高まり、木造の大規模店舗、事務所、農林漁業施設など工法、木材の使い方の新たな提案・施工に取り組んでいる動きが広まってきている。平成 22 年 12 月には「農林水産省木材利用推進計画」が改定され、また文部科学省の学校の木造化・内装化の促進の取組強化も進められており、街づくり・商工業関連施設、公共工事などへの地域材利用拡大をこれまでも増して推進することが重要となっている。

ク 低炭素化社会構築のため、排出権取引、税制のグリーン化、温室効果ガス排出量を表示するカーボン・フットプリント制度等の導入が進められており、木材事業者も排出権取引等の関連事業に積極的に参画・取組みを進めている。経済産業省では新成長戦略に即して、再生可能エネルギー（太陽光、木質バイオマス等）を普及拡大するための法制度化を進めている。木材は低炭素化社会実現に大きく貢献する資材で、これらの制度・仕組みは木材の多様な用途への利用促進、新たなビジネスチャンスにつながるものであり適切に対応していくことが必要である。

## （2）木材産業の動向等

ア 東日本大震災・原発事故により、東北、関東等の木材産業は人的災害、工場の倒壊、機械施設や製品・原木の破損・流出、事業撤退等甚大な被害を受けて極めて厳しい局面に直面している。また被災地域以外の木材事業者にあっても住宅関連資材の手当困難等の影響を受けて住宅着工は停滞し、そのことによる木材製品の販売不振等に陥っている。被災工場等の早期復旧・復興に向けた応急対策、再建対策、資金繰りなどの全面的支援、さらには住宅資材関連資材確保の復旧・回復が緊要である。

イ 平成 21 年の木材需要は、住宅着工の大幅減少の影響を受けて、前年より 15 百万 m<sup>3</sup> 減の 63 百万 m<sup>3</sup> であった。平成 22 年は、住宅着工が若干伸びたものの需要量全体では大きな伸びには至らなかった。夏以降に住宅着工が増加傾向に転じ木材需要も増えはじめた。国産材については国産材志向の高まり等を背景に需要が増加し、一方、輸入材についても円高等により輸入増加で推移した。木材価格については、国産材、輸入材ともに秋口から上昇に転じた。国産材を中心とした需要増、価格の上昇などにより、木材産業は景況が幾分回復しつつあるものの、全体としては長引く木材需要の停滞等により引続き厳しい事業環境下であり、木材利用への総合的取組み等による需要拡大、経営安定化、木材需給の変化に対応した産業構造の確立等が緊要の課題となっている。

ウ 農林水産省では、平成 22 年 11 月に「森林・林業再生プラン」～コンクリート社会から木の社会へ～を実現するための「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を取りまとめ、木材自給率 50%（10 年以内）を目標として森林施業

の集約化や森林管理・環境保全直接支払制度の創設、路網整備の加速化、担い手となる林業事業者の育成、国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大などの施策展開方向を明らかにし、これに対応して森林法改正、各種施策の展開を進めている。木材自給率50%の達成には、原木の供給体制のほか、住宅、公共建築物、まちづくり、木質バイオマス等あらゆる面で総合的な木材利用の推進、効率的な加工・流通体制づくりなどに取組んでいくことが必要不可欠である。

- エ 国内の製材工場で消費する国産材は全体の7割までに至り、年々そのウエイトは高まってきている。国産材については、平成22年秋以降に生産・引取りの需給ギャップ等により原木手当てがタイトになった地域も見受けられている。一方で輸入丸太については、新興国等における輸入の急増等により、その手当環境が変化してきている。製材・加工工場にとって原木の安定確保は不可欠であり、国産材丸太の計画的・効率的な確保体制、輸入材工場における施設、加工技術等を活かした国産材へ原料転換などが必要である。
- オ 資源が豊富な地域を中心として施設の大型化、合理化が進展してきている一方で、工場数は事業撤退、倒産等により大幅に減少し続けており、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が強く懸念されている。地域経済や地域材利用の住宅建築等において重要な位置付けにある中小工場が、今後とも、その役割発揮を果たしていけるよう、関係事業者が連携を深めて生産体制の再構築、製品供給していく取組みが重要となっている。
- カ 中国、韓国、フィリピンなどへの木材輸出は約100億円でそのうち製材品が3割弱を占めている。このところ輸出額の伸びは停滞しているが、国産材の輸出拡大に向けた事業者、団体の活動は着実に進展してきており、中国の「木構造設計規範」に日本産のスギ、ヒノキ等が一般構造用製材として利用可能になるための協議の促進など、一層の輸出促進の取組みの推進が必要である。
- キ 建築物に使用される木材については、公共建築物等木材利用促進法制度、瑕疵担保責任保険制度、長期優良住宅建築促進制度等を背景として、品質性能の明確な製品、産地等の証明のある木材製品使用が高まってきている。平成22年3月には公共建築物に関する「木造計画・設計基準」(国土交通省)が策定され、その中で製材は原則としてJAS構造用製材を使用することが明記された。今後さらにそれら木材製品供給の要求は強まっていくものと思われる、JAS製材品、乾燥材、産地認証材の生産・供給促進が重要である。
- ク 違法伐採対策推進のため建築物、家具などに合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を使用する動きが定着しつつあるが、今後とも信頼性ある供給体制づくり、国等や一般消費者への普及の徹底などを一層進めていく必要がある。
- ケ 地域材の利用促進のため、全国・都道府県単位で地域材、住宅建築知識等について消費者等に必要な情報を提供する体制づくりや、2×4工法、土木資材などへ新たな部材開発・提案などの取組みが進められている。地域材の利用拡大を図っていくために、こうした取組みの着実な推進と地域材利用の

家づくりに対する対策、木のまち、木のいえ推進対策などの充実のほか、木材が住宅に使用される場合の「カーボンストック減税」、「木材エコポイント」制度の導入などが必要である。

コ 住宅や学校施設等において VOC の室内濃度に関する関心が強まり、トルエン、キシレン等の 4VOC の放散量表示制度が開始されているが、これらの物質は木材本来の成分からは全く放散せず、木材が及ぼす人への健康性等の影響について広く普及を図る取り組みを一層推進していく必要がある。

### 3. 平成 23 年度事業計画の重点事項等

東日本大震災の復旧・復興等に必要な木材の需給安定、被災地域等木材産業の支援対策に全力で取り組む。また、「新たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興」の実現をめざして次の事業を重点事項として取り組むものとする。

#### (1) 重点事項

ア 東日本大震災の緊急的対応と木材の需給安定、総合的な木材利用促進の取り組み

大震災復旧・復興のための木材需給の安定、消費者等への徹底した木材利用普及、住宅・公共建築物等、商工業施設などへの総合的な木材利用促進とエコポイント制度の充実、地域材・国産材の利用拡大、木質バイオマス利用促進等

イ 木材産業の再興に向けた産業構造の確立

大震災復旧・復興のための木材産業緊急支援対策、経営安定化取り組み、中小工場の連携、効率的な加工・流通体制の推進等

ウ 住宅等建築物への木材利用促進

建築関係諸制度への適切な対応、住宅関連税制等の有効活用と充実強化、長期優良住宅・地域材利用の家づくりの促進、地域住宅産業との連携強化の推進等

エ 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

消費者・需要者から信頼される、品質の明確な JAS 木材製品、産地・合法性証明材製品の供給推進等。

オ 健康、安全対策の推進

VOC・シックハウス対策、製材端材等木くずの廃棄物取扱等への適切な対応、労働安全対策等の推進。

カ 全木連活動の活性化等の取り組み

#### (2) 組織体制等の基本的考え方

ア 公益法人改革に対応して、事業活動、組織体制・財務のあり方の本格的検討を行う。

- イ 各都道府県木(協)連、業種別団体との連携強化、支部組織活動の活発化、国・地方の行政機関や林業・木材産業、木造住宅等関係団体、試験研究機関との一層の連携の強化を図る。
- ウ 行政機関（林野庁、国土交通省）や木材・住宅関係団体との意見交換、木材・木材産業振興のための提言活動等を積極的に実施する。
- エ 全木連の役割の十全な発揮に向けた事務・業務の効率化、HPの拡充、情報連絡体制の整備等に努める。